前回審査会(平成27年6月9日)における指摘事項

番号	指 摘 事 項	事業者の考え方
1	本計画については、既に発電用燃料	電源の設備形成にあたり、供給安定性、環境性、経済性、負荷追従性などを総合的に勘
	の種類や規模等が決定しているが、こ	案し、原子力、石炭・LNG・石油などの火力、再生可能エネルギーなどの多様な電源種別を
	れらがどのような経緯により決定され	バランスよく組み合わせるよう努めております。
	たのか丁寧に説明されたい。	その中で、石炭火力は、燃料の可採埋蔵量が豊富で産出国が分散しているなど、供給安
		定性、経済性の観点から優れており、重要な電源であると考えております。
		また、浜岡原子力発電所が停止するなか、40年を超える高経年火力発電設備を総動員し
		て、これまで安定供給を確保してきましたが、これらの高経年火力発電設備は、経年によ
		るトラブルが増加することや、劣化した設備の大規模な改修工事が必要となることに加え、
		最新鋭の火力発電設備に比べて、発電効率が低いという面もあります。
		このため、高経年火力発電設備については、劣化状況に加えて、需給状況や経済性など
		も踏まえたうえで、必要なものは新たに高効率設備へと更新していく必要があります。
		以上を踏まえて、今回の計画として、高経年火力発電設備である武豊火力発電所2~4
		号機(合計出力 112.5 万 k W)の廃止及び最新鋭の石炭火力発電設備の 5 号機(107 万 kW)
		へのリプレースを決定しました。
2	武豊火力発電所(2~4号機)の稼	現状において、武豊火力発電所(2~4号機)の稼働時の関係車両台数の正確な記録は
	働に伴う関係車両台数はどの程度か。	ありませんが、通常においては、1日おおよそ200~300台程度の車両が運行しています。
		なお、将来の関係車両台数については、準備書でお示しします。
3	武豊火力発電所地先海域における浚	直近の事例では、西名古屋火力発電所の7号系列建設において、浚渫工事(港湾工事)
	渫工事について、掘削による既設設備	を実施しています。当該工事においては、事前に既設設備の構造、水深及び地盤状況を確
	への影響が懸念されるが、過去に似た	認した上で、既設設備との離隔や地盤の安定勾配に配慮し、影響がないことを確認してい
	ような工事を経験しており、環境に対	ます。
	する影響を評価していればその内容を	武豊火力発電所地先海域における浚渫工事は、主に石炭船が揚炭桟橋に着離するために
	説明されたい。	必要となる泊地について、航行に必要な水深を確保(中央航路と同水深)する目的で実施
		します。浚渫が想定される概ね範囲については、別紙1のとおりですが、詳細については、
		今後港湾関係者と調整しながら検討して参ります。
		武豊火力発電所地先海域についても、事前に既設設備の構造、水深及び地盤状況を確認
		した上で、既設設備に影響のないように対応して参ります。

番号	指 摘 事 項	事業者の考え方
4	現状に比べ将来の方が、二酸化炭素	経済産業省及び環境省は、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議 取りまと
	排出係数及び排出量が増加するにも関	め」(平成25年4月、経済産業省・環境省)において、「環境アセスメントにおける二酸化
	わらず、施設の稼働に伴う「温室効果	炭素の取扱い」として二酸化炭素排出削減に係る環境アセスメントにおける審査要件を示
	ガス等(二酸化炭素)」を計画段階配慮	しています。(配慮書 p168 参照)
	事項に選定しない理由が不明確である	本計画は、この審査要件を満足すべく、①BAT*参考表【平成 26 年 4 時点】(経済産業省・
	ので説明されたい。	環境省)における「(A)経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始
	また、年間排出量の算出方法及び排	をしている最新鋭の発電技術」以上に該当する超々臨界圧(USC)の発電設備を採用すると
	出量について説明されたい。	ともに、②国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合する取組を行う考えであり、これ
		により重大な影響を回避・低減することが可能と考えられることから、計画段階配慮事項
		としては、選定しないこととしました。 ※BAT: Best Available Technology (利用可能な最良の技術)
		なお、配慮書 p181 の二酸化炭素を計画段階配慮事項に選定しない理由において、「発電
		電力量当たりの二酸化炭素排出量を低減する」と記載していますが、これは、利用可能な
		最良の発電設備である超々臨界圧 (USC) の発電設備を採用することにより、可能な限り二
		酸化炭素排出量を低減するという意味であり、上記審査要件のうち、①を満足しているこ
		とを表現したものです。(②については、中部電力全体としての取組であり、本事業に限定
		した内容ではないため、配慮書の選定しない理由には記載しておりません。)
		武豊火力発電所5号機運転開始後の年間排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律
		施行令」(平成 11 年政令第 143 号)第 6 条第 1 項の規定を準用し、想定する年間の燃料の
		使用量に二酸化炭素排出係数(t-CO ₂ /t)を乗じて算出します。
		現時点での概算ではありますが、発電電力量当たりの二酸化炭素排出量は、
		0.74kg-CO ₂ /kWh 程度であり、年間の二酸化炭素排出量については、600万 t-C02/年程度、
		となる見込みです。
		なお、詳細な排出量については、準備書においてお示しします。
5	最近、石炭火力発電所に対する環境	(事務局からの回答)
	大臣意見及び経済産業大臣意見が提出	山口県宇部市で計画されています西沖の山火力発電所(仮称)新設計画〔燃料:石炭、
	されたが、どのような内容であったか。	総出力:120万kW] に係る計画段階環境配慮書について、平成27年6月12日付けで環境
		大臣意見(別紙2)が経済産業大臣に、また、同月26日付けで経済産業大臣意見(別紙3)
		が事業者に提出されました。

番号	指 摘 事 項	事業者の考え方
6	現状の武豊火力発電所(2~4号機)	過去に武豊火力発電所(2~4号機)の二酸化硫黄及び二酸化窒素の予測を実施した記
	の稼働に伴う二酸化硫黄・二酸化窒	録があり、その予測結果によると、現状の年平均値の最大着地濃度は、今回予測した将来
	素・浮遊粒子状物質の年平均値の最大	の最大着地濃度に対し、二酸化硫黄で2.7倍、二酸化窒素で2.3倍程度となります。
	着地濃度はどれぐらいか。	最大着地濃度については、煙突高さを低くするほど濃度は高くなる傾向にあります。将
	また、将来の武豊火力発電所(5号	来の武豊火力発電所(5号機)で計画している排出ガスの諸元を基に計算した場合、煙突
	機)の稼働に伴う二酸化硫黄・二酸化	高さを数十mまで下げても、現状の最大着地濃度と同程度になります。
	窒素・浮遊粒子状物質の年平均値の最	煙突高さの複数案は、建物ダウンウォッシュの影響を回避可能な高さとし、石炭火力発
	大着地濃度について、煙突の高さを変	電所で近年実績のある 180mと、既設と同じ 200mを設定しました。
	化させた場合にどのような傾向が見ら	
	れるか。なぜ、煙突高さの複数案を 180	
	mと 200mを設定したのか。	
7	大気質の地上濃度予測結果のコンタ	地上濃度予測結果では、浮遊粒子状物質についても、二酸化硫黄及び二酸化窒素と同様
	一図について、二酸化硫黄及び二酸化	に、武豊火力発電所近傍において高濃度域が出ておりますが、配慮書に示したコンター図
	窒素(配慮書 p190~194)については、	では、等濃度線の設定により、二酸化硫黄や二酸化窒素のコンター図のような円形のライ
	武豊火力発電所近傍おいて高濃度域が	ンは表示されておりません。
	見られるが、浮遊粒子状物質(配慮書	
	p196・197) についてはそれが見られな	
	い。その理由について説明されたい。	
8	事業実施想定区域最寄りの保育園	竜宮保育園の開園は、武豊火力発電所1~4号機運転開始後(1号機:昭和41年、2~
	(竜宮保育園)及び小学校(富貴小学	4号機:昭和47年)の昭和50年です。「武豊町保育園等整備計画」(平成23年、武豊町)
	校)について、園児(生徒)数、開園	によりますと、平成22年度の実園児数は、60人となっています。
	(開校)時期を説明されたい。	富貴小学校の開校は、明治以前のようで、現在の名称である武豊町立富貴小学校となっ
	また、児童等に対する健康影響の有	たのは、昭和 29 年です。武豊町 web サイトによりますと、平成 27 年 5 月現在の生徒数は、
	無はどうか。	497人となっています。
		また、竜宮保育園及び富貴小学校からの健康被害の情報等はありません。

番号	指摘事項	事業者の考え方
9	温排水に係る表層水温の定義を説明	6月9日の審査会において、「表層から2m程度までの平均水温である。」と回答しまし
	されたい。	たが、表層放水の定義に関するご質問と混同しておりましたので訂正します。
		れた海表面の水温を示します。海面下の水深方向の水温分布は、現地調査の結果を基に作
		成した鉛直分布形(近似)により求めます。
		直近事例の西名古屋火力発電所7号系列では、表層水温の温度上昇をシミュレーション
		により予測した後、下図の水温鉛直分布形を用いて水深方向について予測しています。
		なお、武豊火力発電所リプレース計画に係る水温の詳細は準備書でお示しします。
		無次元化水温 To (Z)
		0.0 0.5 1.0
		2 (凡例)
		3 細線:現地調査結果を無次元化
		水 4 した水温分布 太線:近似した鉛直分布形 大線:近似した鉛直分布形 大線:近似した鉛直分布形 大線:近似した鉛直分布形 大線:近似した鉛
		7
		8
		9
		10
		図 西名古屋火力発電所 7 号系列における水温鉛直分布形

番号	指摘事項	事業者の考え方
10	施設の稼働に伴う温排水について、	武豊火力発電所5号機では、他の火力発電事業と同様取放水温度差を7℃以下とし、適
	「海域に生息する動物」については、	正に温度差を管理する計画としていることから、「水温」については、重大な影響はないと
		判断して計画段階配慮事項に選定しませんでした。
	息する動物への重大な影響の可能性が	しかし、「海域に生息する動物」においては、現状及び将来の温排水による水温が上昇す
	考えられることから、計画段階配慮事	る海域の面積を推計していることから、結果的に、ご指摘のように矛盾とも読める記載と
	<u>項として選定する</u> 」としている(配慮	なりました。
	書 p179) が、「 <u>水温</u> 」については「取放	準備書においては、「水温」、「海域に生息する動物」及び「海域に生育する植物」につい
	水温度差を7℃以下にすることによ	て、温排水の拡散範囲の詳細な予測を行い、その影響を評価いたします。
	り、重大な影響を回避・低減できるこ	
	とが可能と考えられることから、計画	
	段階配慮事項として選定しない」とし	
	ている (配慮書 p180)。両項目の選定・	
	非選定理由は矛盾していないか。	
11	武豊火力発電所5号機設置予定地	ご指摘の場所は、現地調査の前日から降り続いた雨の影響により一時的にできた水たま
	は、全域が既に人為的に改変された土	りであり、通常は水たまり(湿地)もなく、「石油コンビナート等災害防止法」(昭和 50
	地であるため重要な種が本来生息する	年法律第84号) に規定されている流出油等防止堤内にあたり、同法の規定により維持管理
	好適な自然環境はないとしているが、	を行わなければならない場所となっております。このため、流出油等防止堤内は、油流出
	現地調査において燃料タンクと電力用	
	機器仮置場の間に位置する湿地に重要	実施しています。
	な鳥類であるケリを確認した。屋内式	また、今後の現地調査にて動植物の生息・生育状況を確認し、必要に応じて適切な保全
	貯炭場の配置の変更が検討できるので	措置を講じて参ります。
	あれば、鳥類以外の生物も含めて当該	
	湿地の意義を適切に評価した上で計画	
	されたい。	

番号	指摘事項	事業者の考え方
12	碧南火力発電所灰捨地について、一	碧南火力発電所灰捨地は、同発電所1~3号機から発生する石炭灰等を埋立処分するた
	部自然が再生した土地が見られるが、	めのものであり、平成34年の竣功に向け、現在埋立工事を実施中です。また、灰捨地の延
	現在どのような状況か説明されたい。	命化を図るため、石炭灰を圧入する工法としてコンパクションパイル工法による埋立工事
	また、浚渫土砂仮置場の位置につい	を平成24年9月より灰捨地全域で順次実施しております。
	て、複数案を検討した上で候補地を絞	石炭灰を埋立てした場所では草本類が確認できる箇所もありますが、この様な場所も石
	ったのであれば、その経緯を説明され	炭灰コンパクションによる埋立工事の対象範囲になっております。
	たい。	浚渫土砂仮置場については、武豊火力発電所の計画地内には必要な場所が確保できない
		ため、中部電力が所有している土地の中で、必要な面積が確保できることや、浚渫場所に
		近く浚渫土砂の運搬の利便性・環境性等を総合的に勘案した結果、碧南火力発電所の灰捨
		地を唯一の候補地として選定しました。
13	碧南火力発電所から排出される石炭	「自然起源の放射性物質を含む物の現地調査について」(文部科学省放射線審議会第 15
	灰の放射能濃度はどの程度か。	回基本部会(平成15年7月24日)資料第15-2号)によれば、火力発電所から発生した石
		炭灰の放射能濃度は、以下のとおりとなっております。
		〔単位:Bq/g〕
		²³⁸ U
		クリンカ ^{※1} 0.097 0.072
		フライアッシュ *2 0.095 0.091
		※1 クリンカ:石炭を燃焼させた時に発生するボイラー内で溶けた状態の灰を、
		ボイラー底部の水槽に落下・急冷させ、破砕機で破砕して、 粒の大きさを調整したもの。
		※2 フライアッシュ:石炭を燃焼させた時に発生する排ガス中に含まれる灰を、
		電気集じん器により捕集したもの。
		自然放射性物質の取扱いの際の無用な放射線被ばくによる健康上のリスクを低減することを目的
		として、「ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドライン」(H21.6.26、
		文部科学省)がとりまとめられており、この中で石炭灰は指定原材料に該当している。
		当ガイドラインでは、目安として、指定原材料中に含まれる自然のウラン又はトリウムの放射能
		し

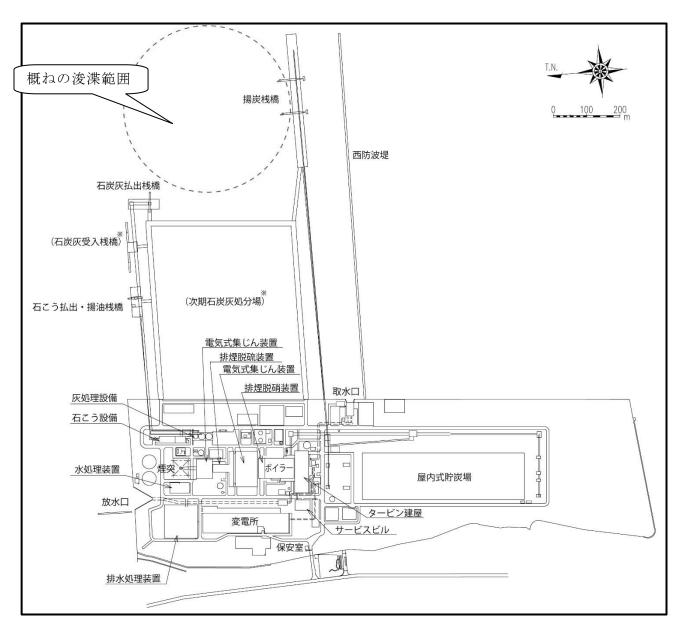


図 武豊火力発電所地先海域における浚渫工事のイメージ

西沖の山発電所(仮称)新設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、山口宇部パワー株式会社(以下「本事業者」という。)が山口県宇部市の宇部興産株式会社構内において、石炭を燃料とする西沖の山発電所(仮称)(総出力120万kW)を新たに建設するものである。本事業で発電した電力は、本事業者の出資会社である電源開発株式会社、大阪ガス株式会社及び宇部興産株式会社を通じて、西日本広域に供給していく計画だが、その供給先は現時点で未定である。

二酸化炭素排出量が非常に大きい火力発電所については、事業者が国の目標・計画の達成に努めることを目標として環境保全措置を検討していることが必要である。

我が国の温室効果ガス削減目標に関しては、「日本の約束草案政府原案」が政府において了承されたが、その積み上げに用いたエネルギーミックスにおいて、2030年度の総発電電力量に占める石炭火力発電の割合は26%程度であり、2013年度の実績の石炭火力発電の電力量が既にそれを上回っている状況である。

このような状況において国の目標・計画と整合を取るためには、「燃料調達コスト 引き下げ関係閣僚会合(4大臣会合)」(平成25年4月26日)で承認された「東京 電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済 産業省・環境省)(以下「局長級取りまとめ」という。)における電力業界全体で二 酸化炭素排出削減に取り組む枠組(以下「枠組」という。)の存在が不可欠である。

局長級取りまとめでは、環境影響評価において、事業者が利用可能な最良の技術の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか、また、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうかについて、必要かつ合理的な範囲で国が審査することとされている。国の目標・計画との整合性については、枠組に参加し、当該枠組の下で二酸化炭素排出削減に取り組んでいくこととしている場合か、当該枠組が構築されるまでの間においては、事業者(入札を行う場合は入札実施者)が自主的な取組として天然ガス火力を超過する分に相当する純増分についての環境保全措置を講ずることとしている場合に、その整合性があると認めることができることとされている。

しかしながら、現時点において、枠組は構築されておらず、また、枠組が構築されるまでの間の環境保全措置についても明らかになっていない。このため、本事業については、エネルギーミックスに基づく約束草案の達成に支障を及ぼす懸念がある。

上記の状況に鑑みれば、本事業の計画内容について、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っていると判断できず、現段階において、是認しがたい。

このため、早急に枠組が構築されることが必要不可欠である。

(以上)

山口宇部パワー株式会社「西の沖山発電所(仮称)新設計画 計画段階環境配慮書」に対する意見

現時点において、地球温暖化対策に係る電力業界全体の自主的枠組(以下「自主的枠組」という。)は構築されていない。エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、早期に自主的枠組が構築されるよう発電事業者として努めること。